

徳川林政史研究所蔵 石河家文書目録(十四)

凡 例

- 一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石川光忠が慶長一三年（一六〇八）に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直（家康九男）の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年（一六五二）に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年（一七三二）九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告（二）自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料群は、昭和一〇年（一九三五）に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年（一九六七）には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。
- 一 本目録は「石河家文書目録」（十四）として、前号の続きとなる、史料番号三七〇一～三七二五―一三五までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。
- 一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出（または作成者）↓宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。

- 一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがあある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。
- 一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜（ ）を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、「 」を付けて示すことにした。典籍の場合は、原則として内題（巻頭題）を採用し、外題を「 」付きで直後に示すことにした（ただし、内題と外題が同じものに関しては「 」の表記は省略した）。
- 一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日（内容年）を示すことにし、目録作成時に推定した部分については（ ）を付けて適宜表記した。また、年次記載がないもの、おおまかな作成年代がわかる場合には（寛政）（寛政以降）（寛政〳文化）あるいは（江戸）（明治）などと（ ）を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には（年未詳）とした。
- 一 差出（または作成者）↓宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他〇名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・编者・版元などを採録し、「〔著〕」、「〔編〕」、「〔版〕」などと表記することにした。
- 一 形態については、縦（縦帳）・横（横長帳）・横半（横半帳）・状（切紙・続紙・折紙）・鋪（絵図）・綴（作成契機の異なる複数の史料を綴ったもの

の)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに關しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覽の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした(ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)↓宛所、備考の順とし、それぞれを二文字アキで示したが(細目の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に關する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度〜同二〇年度に行つた研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山秀和・浦井祥子・栗原健一・坂本達彦・渋谷葉子・清水聡・滝口正哉・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、上野恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史(以上、研究生・当時)の二二名である。

なお、採録された整理カードの内容点検と原稿化作業は、高田綾子・池ノ谷匡祐・武藤洋子(非常勤研究員・当時含む)の協力のもとで、藤田英昭(研究員)が担当した。

【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 「市正・太八郎 初名太郎八」

慶長一三年冬

家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

慶長一五年一〇月一二日 美濃・摂津両国内に新知一万石を与えら

れる

慶長一七年

尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日

死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 「伊賀・太郎八 初名加助」

寛永五年

家督を相続する

寛永一九年

寄合触流となる

承応元年九月

年寄役となる

寛文四年六月一二日

御役御免となる

寛文一一年九月一〇日

死去(五七歳) 法名は蓮華院

三代 章 長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

和守 初名七郎左衛門 隠居名章長」

万治元年

初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月

家督を相続し、大寄合に属する

寛文一二年四月一日 伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年閏一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年一二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年一二月六日 佐渡守に改める

元禄三年一二月四日 大和守に改める

元禄一二年一二月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正章 「出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名幸七郎 隠居名 愚翁」

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見をする

元禄一三年一二月二二日 靱負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二二日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名七太郎」

享保四年九月二二日 初めて藩主に御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二二日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光當 「伊賀守 雅楽・伊賀 初名千次郎」 実は出羽守正章の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光籌 「伊賀守 太八郎・一学 初名銀次郎」 実は伊賀守光當の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三蔵の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月二二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「出羽守 太八郎・伊賀守 初名幸七郎」 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り

務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一二月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年 死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名孟二郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二日 太八郎と改名する

安政四年一二月二二日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一二月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

〔系譜〕〔石河家文書一〇二二〕および「藩士名寄」「士林派洵」による

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三〇〇一 (暑中見舞状)

(嘉永頃カ)六月二二日

石河孟二郎光晃(花押)
↓山澄淡路守様人々御中

状 一

三〇〇二 (年始暑寒呈書御聞添ニ付礼状)

(慶応元年)二月

石川宗十郎家老↓細木甚五兵衛

状 一

* 元千代様と記載あり。元千代は十六代徳川義宜のこと。三〇〇一、三〇〇二の括り紐とも。

三〇〇三 (年始暑寒呈書御聞添ニ付礼状)

(慶応元年)二月

石川宗十郎家老↓細木甚五兵衛

状 一

* 玄同様「御在坂」と記載あり。玄同は十五代徳川茂徳(文久三年退隠)のこと。

三〇〇四 (年始暑寒呈書御聞添ニ付礼状)

(慶応元年)二月

石川宗十郎家老↓細木甚五兵衛

状 一

* 「石川宗十郎家老細木甚五兵衛」「石川宗十郎物頭松本四郎右衛門」と書かれた札二枚とも。前大納言様と記載あり。前大納言様は十四代徳川慶勝のこと。

三〇〇五 (部屋住之方先挾箱為持被申候儀ニ付書付)

(江戸)五月二三日

状 一

* 端裏に「写」と記載あり。

三〇〇六 (猷歳之御慶新曆御祝辞状)

(明治)正月三日

養徳院玄蕃(花押)
↓石河太八郎様御近侍中

状 一

* 折紙。包紙とも。三〇〇一、三〇〇三の括り紐とも。

三〇〇七 (改年之佳運御祝詞状)

(明治)一月二日

聖澤院文伺(花押)外
↓石河光熙殿 近侍

状 一

* 折紙。三〇〇一、三〇〇三の包紙とも。

三〇〇八 (改暦之御慶御祝詞状案文)

(明治)三月二二日

龍泉・東海・靈雲・聖澤連署

状 一

三〇〇九 (輝岳参向之儀ニ付書状)

(明治)六年
五月六日

大雄院月幹(花押)

状 一

* 三〇〇四、三〇〇五、三〇〇六の包紙とも。

三〇一〇 (院相談方等ニ付書状)

(明治)六年

↓石河太八郎様近侍中

状 一

三〇一一 (徳源院殿百回忌法要ニ付書状)

(明治)六年カ

状 一

* 徳源院は石河光當(六代当主、安永二年七月二三日死去)のこと。

番号表題

年月日

差出(作成) ↓宛所

形態・数量

三〇五 (年始御祝義二付書状)

(明治カ)正月一七日

いし河太八郎 ↓

状 一

* 下書か。折紙。宛先・差出が黒塗されている。

三〇六 (手製之小梅干進上三付書状)

(明治カ)孟春五日

大雄院 月幹(花押)

状 一

↓石河太八郎様 近侍

* 折紙。包紙とも。

三〇七 (大寄合他着用不苦分二付書付)

(江戸)三月

横 一

三〇八 (竹腰近江守卒去・矢部兵右衛門御指登二付書状)

(宝永三年)五月一八日

石川鞞負 正章(花押)他四名

状 一

↓石川章長殿

* 折紙。竹腰近江守は竹腰友正(宝永三年四月一九日卒去)のこと。石川章長(宝永三年二月致仕)の母は竹腰正信の女。

三〇九 (暑中見舞状)

(江戸)六月一〇日

満池善五郎幸福(花押)

状 一

↓杉山弥一左衛門様他三名

三〇〇 (包紙)

寛延元年辰二月

包紙 一

* 包紙に「書拔四通」と記載あり。三二一、三二二の括り紐とも。

三二一 御城帳之内書抜

(宝永)正徳)

状 一

(成瀬隼人正・渡辺飛驒守・竹腰老岐守・石川出羽守之御暇二付)

* 端裏に朱書で「正月二月御暇書抜」と記載あり。

三二二 二月十六日西御丸御城帳之内

(江戸)二月二六日

状 一

(石川出羽守御暇拝領物二付書付)

* 文末に朱書あり。

三二三 寛保三亥年今当辰年迄六ヶ年之内

寛保三年)寛延元年

横 一

正月十五日・廿八日御城帳書抜

三二四 享保二年より寛保二戌年迄之間

享保二年)寛保二年

横 一

正月十五日・廿八日御城書之内書抜

三七三 (紐)

*三七三、三七五、三七六の括り紐。

(江戸)

紐 一

三七三 (木曾八景詠草御覽之儀ニ付書状)

(元文)安永カ)

石河伊賀守(花押)↓関又右衛門様

状 一

三月四日

*折紙。三七三、三七五の包紙とも。石河伊賀守は石河光當のことか。包紙に「木曾八景御詠」と記載あり。

三七三 (木曾八景詠草御覽之儀ニ付書状)

(元文)安永カ)

関又右衛門(元晏(花押)↓石河伊賀守様

状 一

三月二三日

*折紙。包紙とも。関元晏は関元洲(儒者)の父か。

三七三 (木曾八景詠草御覽之儀ニ付書状)

(元文)安永カ)

関又右衛門(元晏(花押)↓石河伊賀守様

状 一

二月二日

*折紙。包紙とも。

三七三 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

*包紙とも。包紙に「宗勝卿」「木曾八景之詠艸」と記載あり。

三七三 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

*包紙とも。包紙に「御詠」と記載あり。

三七四 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

三七五 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

*三七五、三七五、三七六の包紙とも。包紙に「木曾八景」と記載あり。

三七五 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

*包紙とも。包紙に「宗勝卿 木曾八景御詠歌」と記載あり。

三七五 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

三七五 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

三七五 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

*端裏に「木曾八景正太」と記載あり。正太は成瀬正太(正泰)のこと。

石河家文書目録(十四)

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三五六 (木曾八景之詠草ニ付書付)

(元文)安永カ)

状 一

*包紙とも。包紙に「山城守様御詠木曾」と記載あり。山城守は竹腰正武。

三三六 (紐)

(江戸)

紐 一

*三三七一、三三七七の括り紐。

三三七一 詠草

(江戸)

あや

横 一

*三三七一、三三七五の括り紐、付箋とも。

三三七二 (詠草)

(江戸)

横 一

三三七三 (詠草)

(江戸)

横 一

三三七四 (詠草)

(江戸)

横 一

三三七五 (詠草)

(江戸)

横 一

三三八 韓退之(詠草之書付)

(江戸)

状 一

三三九 (藤原良基美濃国小嶋のくちすさみニ付書付)

(江戸)

状 一

三三〇 立秋(拝領之御詠歌ニ付書付)

(江戸)巳年七月一九日

状 一

*包紙とも。包紙に「御詠歌」と記載あり。

三三一 (包紙)

(江戸)

包紙 一

*三三二、三三三の包紙・括り紐とも。括り紐先に「書付一一〇」と墨書あり。

三三二 (御前御五十御賀御歌「鶴千年友」)

(江戸)

状 一

*包紙とも。包紙に「御前御五十御賀御うた」と記載あり。本紙の表題は「鶴千年友」。本紙の継目剥離。

三三三 鶴千年友(詠草)

(江戸)

章當

状 一

*包紙とも。三三三に記載されている「銀治郎様章當公」の歌を短冊に認めたもの。

三三四 鶴千年友(詠草)

(江戸)

(竹腰)勝紀

状 一

*外側の包紙に「竹腰城州公御詠歌」、内側の包紙に「祝賀」と記載されている。三三二に記載されている「山城守様勝紀公」の歌を短冊に認めたもの。

三三二五 鶴千年友(詠草) (江戸) 當能 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている「元九郎當能」の歌を短冊に認めたもの。

三三二六 鶴千年友(詠草) (江戸) 當長 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている「子七郎様當長公」の歌を短冊に認めたもの。

三三二七 鶴千年友(詠草) (江戸) 當長 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている「重治郎當辰」の歌を折紙に認めたもの。

三三二八 鶴千年友(詠草) (江戸) 當長 状 三

*包紙とも。三三二に記載されている「長九郎直辰」の歌を折紙に認めたもの。

三三二九 鶴千年友(詠草) (江戸) 當長 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている「卯三郎」の歌を折紙に認めたもの。端裏に「卯三郎様御詠草」と記載あり。

三三三〇 鶴千年友(詠草) (江戸) たみ子 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている歌(三三二には記名なし)を折紙に認めたもの。

三三三一 (和歌詠草) (江戸) 状 一

*包紙とも。折紙に歌一首。包紙に「つるのとも」「御さち子より」と記載があるが、三三二にこの歌は記載されていない。

三三三二 鶴千年友(詠草) (江戸) 鈴木勝右衛門 状 一

*包紙とも。三三二、三三三の括り紐とも。三三二に記載されている「勝右衛門」の歌を折紙に認めたもの。

三三三三 鶴千年友(詠草) (江戸) 皆笑 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている「定左衛門」の歌を折紙に認めたもの。

三三三四 鶴千年友(詠草) (江戸) 四巾 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている「仁右衛門」の歌を折紙に認めたもの。

三三三五 鶴千年友(詠草) (江戸) 笑交 状 一

*包紙とも。三三二に記載されている「正藏」の歌を折紙に認めたもの。

番号表題

年月日

差出(作成) ↓宛所

形態・数量

三七三五 鶴千年友(詠草)

(江戸)

重在

状 一

*包紙とも。三七三二に記載されている「弁右衛門」の歌を折紙に認めたもの。

三七三六 鶴千年友(詠草)

(江戸)

秀松

状 一

*包紙とも。三七三二に記載されている「市之左衛門」の歌を折紙に認めたもの。

三七三七 鶴千年友(詠草)

(江戸)

八十余歳叟

状 一

*三七三二に記載されている「左翁」の歌を折紙に認めたもの。

三七三八 鶴千年友(詠草)

(江戸)

三浦次郎左衛門

状 一

*三七三八、三七三九の包紙とも。三七三二に記載されている「莊野」の歌を折紙に認めたもの。二つの木片同封。三七三九と同一人物によって詠まれた「鶴の祝賀に寄せて」の歌。

三七三九 詠草(松の祝賀に寄せて)

(江戸)

保教

状 一

*三七三八に同封されていたもの。「松の祝賀に寄せて」の歌。三七三二に記載されている「三浦次郎左衛門」の歌を折紙に認めたもの。三七三八では「莊野」と揮毫している。二つの木片同封。

三七四〇 鶴千年友(詠草)

(江戸) 午正月吉辰

三浦

状 一

*包紙とも。包紙に「御年賀奉祝詞」と記載されている。三七三二に記載されている歌を折紙に認めたもの。

三七四二 鶴千年友(詠草)

(江戸)

俊常

状 一

*包紙とも。三七三二に記載されている「伴大夫(カ)」の歌を折紙に認めたもの。

三七四三 鶴千年友(詠草)

(江戸)

疎遊稿(郷右衛門)

状 一

*包紙とも。三七三二に記載されている「郷右衛門」の歌を折紙に認めたもの。

三七四四 鶴千年友(詠草)

(江戸)

幸学(直平衛)

状 一

*包紙とも。三七三二に記載されている「直平衛」の歌を折紙に認めたもの。

三七四一 鶴千年友(詠草)

(江戸)

常章(清水金治郎)

状 一

*包紙とも。三七三一、三七三七の括り紐とも。三七三二に記載された「金治郎」の歌を短冊に認めたもの。短冊裏に「清水金治郎」と記載あり。

三七四二 鶴千年友(詠草)

(江戸)

箕浦源右衛門

状 一

*包紙とも。包紙に「奉賀歌鶴御祝狂歌一首箕浦源右衛門」と記載あり。三七三二に記載された歌が鶴数羽の描かれた用箋に認められている。句題「五十御賀」。

三三三 鶴千年友(詠草) (江戸) 床子 状 一

*包紙とも。三三三に記載されている「ゆか」の歌を折紙に認めたもの。

三三四 鶴千年友(詠草) (江戸) さへ子 状 一

*包紙とも。三三三に記載されている「さへ」の歌を折紙に認めたもの。

三三五 鶴千年友(詠草) (江戸) (ちまん) 状 一

*三三三に記載されている歌を折紙に認めたもの。

三三六 鶴千年友(詠草) (江戸) ちよ子 状 一

*包紙とも。三三三に記載されている「ちよ」の歌を折紙に認めたもの。

三三七 鶴千年友(詠草) (江戸) 浦尾 状 一

*包紙とも。三三三に記載されている歌を折紙に認めたもの。

三三九 括り紐・小札 (江戸) 紐・札 二

*三三九・三三九・三三九の括り紐、小札。

三四〇 (古今伝受ニ付案文) (江戸) 延宝九年一〇月・ 状 一

*「延宝九酉天和元也年十月十一月 古今伝受 章長院様御名伊賀守帯刀実名阿波守」と記載された札とも。

三四一 (小鞍刈田・石川雪齋所持の花入・古今伝授など献上品) (江戸) 状 一

書上

*「花入代金貳百両」と記載あり。

三四二 (古今伝授一箱伝授之次第ニ付書付) (江戸) 状 二

(名香献上ニ付書状) (江戸) 吉田主水↓石河伊賀守様

三四三 (名香献上ニ付書状) (江戸) 状 一

*三四三・三四三・三四三の包紙・括り紐とも。包紙に「名香献上ニ付吉田主水へ来翰、右ニ付徳源院様江奉筆御書附名香聞書一卷」と記載あり。

三四四 (香・伽羅などの心得に関する拔書) (江戸) 相阿弥志野 状 一

*「降勝等書物之内ヲ拔出之者也」と末尾に記載あり。

番号表題

年月日

差出(作成) ↓宛所

形態・数量

三七四七 覚(家伝来之名香指上ニ付)

宝暦六年二月

(石河)光當

状 一

*「宗勝卿江差上ル名香」が記載されている。

三七四八 (石川十三郎娘かめ相続之義ニ付書付)

(江戸)

状 一

*三七四八、三七四九の括り紐とも。

三七四九 (寛文元丑十二月御状留其外書付)

(寛文元年)同九年

状 一

三七五〇 (挽斎ニ付書付)

(江戸)

状 一

三七五二 御自分御状留(貞享四年維水公来翰之御返書他)

(貞享四年)宝永二年

状 一

*貞享四・五年、元禄一〇年、宝永元・二年の書状。

三七五三 御身分御状届

(元禄八年)宝永三年

状 一

*元禄八年、宝永三年までの石河家の相伝に関する記事を書状から集めたもの。

三七五三 (お千世様婚礼の儀ニ付諸事伺書)

(享保)

状 一

*三七五三、三七五四の包紙とも。包紙に「お千世方用事書付三通」と記載されている。括り紐とも。

三七五四 (婚礼其外之節從殿様被下物之御例ニ付書状)

(江戸)正月四日

服部文右衛門
↓川瀬治左衛門他二名

状 一

*慶安元年における石河伊賀守様御婚礼の事例などが書き上げられている。

三七五五 志摩守様御用人公参候留書書拔之写

(江戸)

状 一

(石河伊賀婚礼及び妻男子出生ニ付殿様より被下物覚)

三七五六 (源敬殿江御附属之輩系譜認方之儀ニ付書付写)

(江戸)二月

状 一

*三七五六、三七五六の括り紐とも。源敬殿は初代徳川義直のこと。

三七五七 (竹千代様御髪置御祝儀其外ニ付書付)

(元文四年)同六年

状 一

*竹千代様は十代將軍徳川家治の幼名。

三七五八 (近藤吉左衛門より御系譜一覽之儀ニ付申聞之旨申達)

(江戸)

状 一

*端書に「写」と記載あり。

三七四一九 (幕閣御留守并御供書上)

(文久)元治
八月三日

状 一

*三七四一九、三七四二四の括り紐とも。前欠

三七四二〇 (前大納言様御逆上当宿滞留ニ付内達写)

(江戸)九月二五日

御小納頭取

状 一

*端書に「写」と記載あり。

三七四二二 (御帰京之節之御行列之儀ニ付書上)

(江戸)九月

状 一

*「越前使 大宮藤馬・今立五郎大夫」等と書き上げられている。

三七四二三 覚(石河竹次郎方より被申上候別紙封物等式通請取ニ付書状)

(江戸)九月二五日

高野瀬長左衛門↓石佐渡守様

状 一

三七四二三 (前大納言様御逆上今日当駅御滞留之儀ニ付書付)

(江戸)九月二六日

↓前大納言様 御用人迄

状 一

三七四二四 御使者御口上振(前大納言様御逆上御様体奉伺度旨書状)

(江戸)九月二六日

石河佐渡守 何之誰

状 一

三七四二五 (石河家収税之儀名古屋藩工関係不在ニ付上申書案)

(明治)二年
六月二八日

御名↓民部御役所

状 一

*封筒とも。

三七四二六 (受封地一田他封ニ混同不仕段書付)

(明治)二年
六月二八日

石河太八郎↓民部御役所

状 一

*端裏に「写一 六月廿八日 留下」と記載あり。

三七四二七 (私封地名古屋藩へ関係不仕段書付)

(明治)二年
六月二八日

石河太八郎↓民部御役所

状 一

*端裏に「写二 六月廿八日 留下」と記載あり。

三七四二八 (包紙)

嘉永元年一〇月二四日

包紙 一

*三七四二九、三七四三三の包紙。包紙に「月番伊折介方々以付札被相渡候改名伺書嘉永元申年十月廿四日」と記載あり。

三七四二九 (改名願書式案)

(江戸)

状 一

*三七四二九、三七四三三の括り紐とも。端裏に「案」と記載あり。

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三四一〇 (改名之儀伺之通ニ付申渡書)

(江戸)七月二九日

水野石見守↓石河出羽守

状 一

三三四一三 (石河伊賀守儀出羽守へ改名伺控)

(嘉永元年)

状 一

* 付紙に「伺之通可有御心得候 十月」と記載あり。

三三四一三 午十一月御買上物御払帳

明治四年

平井仲

横帳 一

* 三三四一三、三三四一四を包んでいたもの。

三三四一三 御引移ニ付御作事諸払帳

明治三年二月吉日

横帳 一

三三四一四 (御許様御出府被成候様大参事衆分御達ニ付書状)

(明治)五月一〇日

鈴木巖・岡本三左衛門
↓安井弥九郎様・菊地治郎蔵様

状 一

* 端裏に「石河太郎様ニ而」と記載あり。

三三四一五 (太八郎様笠松県貫属被仰付駒塚御帰邑ニ付書状)

(明治)二月二三日

菊池治郎蔵・安井弥九郎
↓渡辺半蔵様外一三名 右御執事衆様

状 一

三三四一六 (太八郎様笠松県貫属被仰付駒塚御帰邑ニ付書状)

(明治)二月二三日

菊池治郎蔵・安井弥九郎
↓志水大参事様外二名 右御執事衆様

状 一

三三四一七 (太八郎様笠松県貫属被仰付駒塚御帰邑ニ付書状)

(明治)二月二三日

菊池治郎左衛門・安井弥九郎
↓成瀬正五位様・竹腰従五位様 右家令衆様

状 一

三三四一六 (於多規様其外此御屋敷江御引移ニ付書状)

(明治)二月二三日

秋元久馬↓菊池治郎左衛門殿

状 一

三三四一五 五月十日御発途御登京之為御知扣(石河太郎出府ニ付)

(明治)五月九日

↓一学様外六名

状 一

三三四一〇 (殿様此御屋敷江御着座ニ付書状)

(明治)二月二五日

秋元久馬
↓安井弥九郎殿・菊池治郎左衛門殿

状 一

三三四一四 (御方々様此御屋敷江御引移ニ付書状)

(明治)二月二七日

秋元久馬↓菊池治郎左衛門殿

状 一

三三四一三 養子之儀ニ付被仰出(御家中養子之儀ニ付御條目)

(江戸)子正月

状 一

* 三三四一四、三三四一四の括り紐とも。

三七四三 寛保四子年三月二日御在国日帳書抜 (寛保四年) 状 一

(御医師田中宗円儀町医村賀栄碩聿養子仕度ニ付願書)

三七四四 元禄十五年十一月十一日御在府日帳書抜 (元禄十五年) 状 一

(深田正宝儀永原清藏養子仕度ニ付願書)

三七四五 (包紙) (江戸) 包紙 一

*三七四四、三七四五の包紙、括り紐とも。「御筆」と上書き記載あり。付属の札あり。「上野蓮花寺護摩堂御造立貞享四卯十一月」と記載あり。

三七四六 (濃州山縣郡上野邑蓮華寺縁起) (江戸) 状 一

*「源三位入道頼政卿」などの記載あり。蓮華寺は石河家の香華所で歴代の墓がある。

三七四七 美濃国山縣郡上野邑金光山蓮花寺(由緒案文) 延享二乙丑年 信海法印六世現住 法印榮山 状 一

三七四八 (美濃国山縣郡上野村金光山蓮華寺在源頼政墓碑銘写) (江戸) 状 一

三七四九 縁起什物略鈔(美濃国山縣郡上野村金光山蓮華寺) (江戸) 状 一

*「大雄院殿(石河光忠)御草書式卷」「蓮華院殿(同正光)御絵」「章長院殿(石河章長)御影卷幅」「出羽守(同正章)御作文卷幅」「真源院殿(同忠喜)御墨迹卷幅」「石河御家系巻」などが記載されている。下敷き一点付属。

三七五〇 宝曆五亥九月朔日月番 宝曆五年 状 一

(殿様時冷ニ御当り出御不被遊ニ付書付)

*三七五〇を包んでいたもの。殿様は八代徳川宗勝のこと。

三七五一 (殿様少々時冷ニ被為當御表出御不被遊ニ付) 宝曆五亥九月朔日 状 一

*端裏に「二席之調し申述之覚」と記載あり。

三七五二 (嫡孫承祖願方之儀ニ付書付) 寛政二二年 状 一

*三七五二、三七五三の括り紐とも。端裏に「嫡孫承祖願方之儀ニ付向地御談判之趣書抜」と記載あり。

三七五三 宝曆五亥十二月公義おゐて御触之趣 (宝曆五年) 十二月 状 一

(嫡孫承祖願方之儀ニ付)

*端裏に「嫡孫承祖願方之儀ニ付公義おゐて御触之趣書抜」と記載あり。

番号表題	年月日	差出(作成)↓宛所	形態・数量
三三四五 (包紙)	寛政十二申六月被仰出之内(嫡孫承祖願方之儀ニ付) *同年一〇月のものもあり。端裏に「嫡孫承祖願方之儀ニ付御家おゐて御触之趣書拔」と記載あり。	(寛政二年)六月	状 一
三三四五 (包紙)	*三三四五、三三四五の包紙。括り紐とも。上書に「御筆」と記載あり。		包紙 一
三三四六 (九條様・瑞祥院様其外被進米・御飯米書上)	*瑞祥院様は四代徳川吉通の御簾中輔君(九条輔実女)のこと。ほかに撰津守様(松平義行)・求馬様(松平義賢)・但馬守様(松平友善)・安房守様(松平通温)・主計頭様(松平通春、のち七代徳川宗春)・泉光院様(和泉・網誠側室)・本寿院様(下総・吉通生母・網誠側室)・梅昌院様(梅小路・網誠側室)・三千君様(吉通女・九条幸教室)・三姫様(吉通女)などの記載あり。	(正徳)	状 一
三三四七 (水損川欠之場所之儀ニ付書付)	*三三四七、三三四七の括り紐とも。	(江戸)	状 一
三三四八 (曾井川筋堤・古津林松・市野瀬林松其外書上)		(江戸)	状 一
三三四九 (半蔵様御家来(渡辺半蔵家来書付))	*「知行取式拾四人程」「侍分七拾五七人程」「惣人数百人程」などと記載あり。	(江戸)	状 一
三三四〇 (宝暦元未冬ヨリ翌申冬迄諸人用前積帳(米之部・金之部))	*「門戸瓦林物成之内」と記載された書付を貼り付けている。	(宝暦元年)同一年	状 一
三三四一 (駒塚并其外伝馬助郷之村々壺ヶ年中入用及出銀ニ付覚)		(江戸)	状 一
三三四二 (宝暦元未之帳(小買物入用・御菜代其外書上))		(宝暦元年)	状 一
三三四三 (智然(飯米并下女給米其外覚))		(江戸)	状 一
三三四四 (御大小帳面(藤原正全御刀壺腰帳面ニ誌御座候ニ付書付))		(江戸)子二月二日	状 一
三三四五 (俵約心得ニヶ条案文)		(江戸)	状 一

三三四十六 門戸の御取寄之服部たはこ瑞竜院様へ御上ケ之事 (元禄) 状

* 瑞竜院様は二代徳川光友のこと。並川意卜取次で毎年お上げと記載あり。

三三四十七 借金大略(三千二百拾四兩余) 元文四未二月 状

三三四十八 未年本家蔵入米 (江戸) 状

三三四十九 前積帳(金百五兩毫分錢四百八拾文) (江戸) 状

三三四二十 江戸入用(家頼上ケ米壹百四石四斗五升九合之代其外覚) (江戸) 状

三三四二十一 (断簡) (江戸) 状

* 「焼畠代官并百姓にも不尋」などと記載あり。

三三四二十二 (午年米書上) (江戸) 状

三三四二十三 (都合米ニ付書付) (江戸) 状

三三四二十四 (米高書付) 享保九年 状

* 「五千貳百三拾四石貳斗八升七合」と記載あり。

三三四二十五 三役引継米代金 (江戸) 状

三三四二十六 申年免相積り(三千五百四拾三石九斗五升九合) (江戸) 状

* 三三四二十六、三三四二十七の括り紐とも。

三三四二十七 享保十八丑年御物成覚 (享保一八年)丑二月 状

* 下ケ札あり。

三三四二十八 神秀頌・六祖慧能頌 (江戸) 状

* 三三四二十八、三三四二十九の括り紐とも。禅僧の漢詩。

三三四二十九 (水火ハ陰陽の影色にして其外書上案) (江戸) 状

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三西人〇 (判鑑)

(江戸)

状 一

* 三三西人〇、三三西人五の括り紐とも。

三三西人一

擁卷亭蔵印・印紙

(江戸)

小横 二

* 「尾張 高橋周八彫刻」と記載あり。石河光豊の印が多い。擁卷亭は光豊か。紐がはずれている。取り扱い注意。三三西人五と同一印が多い。

三三西人二

(判鑑)

(江戸)

状 一

* 「光茂」ほか押印。

三三西人三

(判鑑)

(江戸)

状 一

* 「光豊之章」ほか押印。

三三西人四

(判鑑)

(江戸)

状 一

* 「光豊之章」ほか押印。

三三西人五

(判鑑)

(江戸)

小縦 一

* 三三西人八と同一印が多い。

三三西人六

(括り紐)

(江戸)

紐 一

* 三三西人七、三三西二三の括り紐。

三三西人七

水仙植伝授

(江戸)

状 一

* 三三西人七、三三西人九の括り紐とも。糊継ぎはがれ。「福江長鴻伝」「美濃伝」などと記載あり。標題は端裏書より。

三三西人八

(村々里程書上)

(江戸)

状 一

* 萱場村・古津村・中屋村などが記載されている。糊継ぎはがれ。

三三西人九

阿蘭陀料理覚

(江戸)

状 一

* 「ステア」「ストラ」「マラル」「カリヲウ」などと記載あり。糊継ぎはがれ。

三三西人〇

嘉吉新規御目見相済候留書抜

(江戸)二月

横 一

(志水甲斐守惣領同性嘉吉新規御目見二付)

* 三三西九、三三西九の包紙とも。包紙に「加吉前例留書抜」と記載されている。

三七四九 覚(殿様年始御祝詞在府仲滿衆江書状遣其外交際ニ付) (元文二年)

三七四九 (御祝儀伺其外御振合承度ニ付書状) (江戸)三月一〇日

岡本四郎兵衛
↓三尾惣太夫様・池田八郎右衛門様

状 一

*三七四九、三七四九を包んでいた史料。

三七四九 (古伊賀様御部屋住御詰之節五節句等之伺御書誌被下 御礼ニ付書状) (江戸)三月三日

岡本四郎兵衛↓三尾惣太夫様

状 一

三七四九 覚(殿様江五節句暑寒其外御祝詞ニ付) (江戸)

三七四九 (熊五郎様御誕生祝儀能ニ付書付案文) (宝暦二年)

*三七四九、三七四九の括り紐とも。熊五郎は九代徳川宗睦長男治休(宝暦三年一〇月七日誕生)のことか。一月一日〜三日に御能仰せ付けらる。

三七四九 (御目見及び御能拝見之節絵図) (宝暦二年)

*「鳳凰之間」「菓鷹之間」「虎之間」が記載されている。三七四九と関連した図。

三七四九 年頭御規式御稽古之次第 (江戸)

*「二日御礼之節御土器御頂戴之次第」「三日御謡初」「十一日御具足御祝御頂戴之節」が記載されている。

三七四九 定(御目覚伺時刻書付) (江戸)

*正月二日、毎月朔日・十五日・廿八日其外の日にごことの時刻が記載されている。

三七四九 (石河伊賀守倅同姓太八郎新規御目見被仰付ニ付書付) 寛延四未一月九日

*石河伊賀守は石河光當、太八郎は同光壽のこと。

三七四〇 (火事之節場所により作り纏為持申度ニ付願書) (宝暦四年)閏二月 渡辺半三郎・志水嘉吉・石河太八郎↓

*三七四〇、三七四〇の括り紐とも。端裏に「志水嘉吉・渡辺半三郎・石河太八郎火事之節作り纏為持候願書并相濟候半太夫今書付写二通」と記載あり。

三七四〇 (出火之節作り纏本宛為御成候儀可為勝手次第) (宝暦四年)閏二月一三日 志水嘉吉↓渡辺半三郎様・石河太八郎様

成瀬半太夫より申達ニ付書状)

*前半は同日付の成瀬半太夫より志水嘉吉宛の書状写が記載されている。

状 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成) ↓ 宛所

形態・数量

三七四一〇二 (伊州様御在所江之御暇ニ付書付)

(寛文)延宝

状

一

*三七四一〇三、三七四一〇七の括り紐とも。冒頭に「章長院様御代末年寄役御勤不被遊以前也」と記載されている。伊州様は石河章長を指すか。章長は寛文二二年四月一五日に伊賀と改名、延宝三年三月二六日に年寄役となる。

三七四一〇三 (太八郎額直之儀ニ付書状案)

(延享三年)八月二〇日

(石河伊賀守) ↓ 志水甲斐守様

状

一

*虫損大。端裏に「延享三寅八月艸案」と記載あり。伊賀守は石河光當、太八郎は同光壽のこと。

三七四一〇四 (太八郎儀額角立させ申度ニ付願)

(延享三年)

石河伊賀守(光當)

状

一

*包紙とも。包紙に「太八郎額直願之書付相済…書付延享三寅年」と記載あり。

三七四一〇五 (太八郎殿額直御願之儀ニ付書状)

(延享三年)九月朔日

志水甲斐守 ↓ 石河伊賀守(光當)様

状

一

*三七四一〇五、三七四一〇六の包紙とも。

三七四一〇六 (太八郎殿額直御願之儀ニ付書状)

(延享三年)九月朔日

志水甲斐守 ↓ 石河伊賀守(光當)様

状

一

三七四一〇七 (志水嘉吉額直願之儀ニ付書状)

(寛保元年)十一月

志水甲斐守 ↓ 石河伊賀守(光當)様

状

一

*包紙とも。包紙に「留書抜」と記載あり。

三七四一〇八 (御着城之節次第・江戸江御指下之御使其外書抜)

享保二二未年

状

一

*端裏に「享保二二未年御用人指出」と記載あり。

三七四一〇九 (大塩弥三郎・下條半五郎其外名前・役職書付)

(江戸)

状

一

三七四一一〇 (城中若火事之節可登城鞞并寄場之事)

嘉永四年亥四月二三日

状

一

*糊継ぎはがれ。虫損大。

三七四一二 (殿様夕御着城之節御供年寄衆加判ニ及ましき哉其外書付)

(江戸)卯四月

状

一

*下ヶ札あり。

三七四一三 (血判状)

(江戸)

川合弁右衛門 源重和(花押)外九名 ↓

状

一

*幕末期の石河家家臣によるものか。

三七四一三 (藩治職制其外ニ付達書)

(明治元年)辰一〇月

行政官

状

一

*糊継ぎはがれ。

三七四一四 覚(四月十一日御着城之節御用之諸色ニ付目録)

(江戸)

行政官

状 一

*糊継ぎはがれ。

三七四一五 (拙者縁辺被仰付候ニ付書状)

(江戸)八月二三日

横 一

*寺尾弾正・間宮大隅・鈴木与三右衛門・下条庄右衛門・熊谷与兵衛・上田忠左衛門・古谷主水・服部仁左衛門・成田藤右衛門・藤田次佐右衛門宛の書状が記載されている。

三七四一六 (私儀明倫堂講日出精出席仕候段被達御耳御意難有仕合ニ付書付写)

(江戸)二月二九日

御名

状 一

*端裏に「写」と記載あり。

三七四一七 二月八日同十二日江戸出七里ニ申来趣

(宝永五年)二月二二日

状 一

(江戸上下之輩駕籠御免其外書付)

三七四一八 出入之覚(堀江村山田玄啓其外名前書上)

(江戸)

状 一

*「中絶之分」も記載されている。石河家に入出入りする村方の者などの書上。糊継ぎはがれ。

三七四一九 (石河陣屋之印影)

(明治)

状 一

*朱印。

三七四二〇 (去ル廿日渡辺半蔵儀尾州ニ於病死之旨久世大和守殿へ為御報知ニ付書状)

(享保三年)七月二五日

状 一

*渡辺直綱は享保三年七月二〇日に死去。久世大和守は久世重之(老中)。

三七四二一 別紙(妙心寺と石河家の由緒ニ付書付)

(明暦二年)

現住法山永智

状 一

*石河伊賀守光重(梅甫宗鐵居士)在世中は妙心寺に別して入魂、方丈に画像壹幅ある旨などが記載されている。

三七四二二 古帳書拔(章長院様元禄十一年七月廿六日御在所江御越之御供侍分足輕書上)

(江戸)

横 一

三七五一 (括り紐)

*三七五二、三七五三、三七五四の括り紐。

紐 一

番号表題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三五二 (石河玄隣居士・同娘豊姫戒名書付)

(元文三年九月一四日)

状 一

*三三五二・三三五六の括り紐とも。包紙二枚共。外包紙に「此上包正章公御直筆」、内包紙に「山縣郡伊良村臨濟宗東光寺江御尋之処彼寺住僧分指越書付 元文三年九月十四日」「石河玄隣居士同娘 豊姫 淨室 寿心 大姉」と記載あり。石河玄隣は正章のこと。

三三五三 先祖之由縁於濃州可知歟尋之寺々

元文中

状 一

*「由縁等之書付」と書かれた小札とも。「乙律寺」「瑞龍寺」「崇福寺」「大龍寺」「芬陽寺」「東光寺」「定惠寺」「慈恩寺」「千蔵軒」の九寺の名前が記載されている。

三三五四 (石川備前守光吉公折紙一通他所持ニ付書付)

閏霜月一日

大龍寺

状 一

三三五五 (石河紀伊守瑞龍寺再建等由緒書)

(江戸)

瑞龍寺

状 一

*石河紀伊守は石河光元(慶長六年六月一九日死去)のこと。光元はお亀の方を側室とし、光忠を儲ける。

三三五六 (原見郡之内市橋庄申伝候由来御尋ニ付返状)

閏霜月一日

上復崇福寺副詞禪師伝側↓乙律寺

状 一

*包紙とも。

三三五七 御内々拝借仕金子之事

嘉永元年一月

川井最治④他三名

状 一

(御勝手御要用ニ付正金三拾両)

↓杉山栄殿他一名

*三三五七・三三五八の括り紐とも。包紙に「証文巻通」と記載あり。

三三五八 拝借仕金子之事

嘉永四年二月四日

川井最治④

状 一

↓山田弥三左衛門殿他一名

*包紙とも。包紙に「証文巻通」と記載あり。

三三五九 拝借仕金子之事

弘化三年午二月

川井最治他三名

状 一

(駒塚屋敷修復入用ニ付御手許金貳拾両)

↓杉山栄殿・山田弥三左衛門殿

*包紙とも。包紙に「拝借証文巻通」と記載あり。

三三六〇 拝借仕金子之事

嘉永四年亥九月晦日

川井最治④他三名

状 一

(無余儀繰合筋ニ付御手許金百両)

↓山田弥三左衛門殿・飯沼五百之進殿

*包紙とも。包紙に「証文」と記載あり。

三三六一 拝借仕金子之事

嘉永四年一〇月一七日

加嶋善治④他二名

状 一

(段木川下ケ留方等諸入用繰合ニ付御手許金五拾両)

↓山田弥三左衛門殿他一名

*包紙とも。包紙に「書付」と記載あり。

三七五十三 拝借仕金子之事

嘉永三年戊二月晦日

川井最治他三名

状 一

(御勝手御要用ニ付御手許金百三拾両)

↓山田弥三左衛門他一名

*包紙とも。包紙に「証文巻通」と記載あり。

三七五十三 拝借仕金子之事(御勝手急場御操合ニ付御手許金百両)

嘉永四年七月二日

川井寂治[㊟]他三名

状 一

↓山田弥三左衛門他一名

*包紙とも。包紙に「証文巻通」と記載あり。

三七五十四 奉拝借御金之事(要用ニ付御金拾両)

嘉永六年五月

拝借主加藤源三郎[㊟]他二名

状 一

三七五十五 (お鈴様御縁組等ニ付返書)

(明治)二年二〇日

清祥↓

状 一

*三七五十五、三七五十七の包紙とも。包紙に「光晃さまへ此ま、御指上前津より」「廿四日御請認」と記載あり。糊継ぎはがれ。

三七五十六 御請取書(嶋縮細他)

(年不詳)

状 一

*端裏に「御請取書」と記載あり。

三七五十七 (御結納等之義ニ付書状)

(明治)二月二三日

状 一

*端裏に「御請旁用事清祥」と記載あり。

三七五十八 (御家来追々罷出蒙御懇命候御方書付)

(明治)

状 一

*「蒙御懇命候御方」に「土方中弁」「中島中弁」「多久小弁」「林少弁」「谷森少弁」「兵頭少弁」が記載されている。糊継ぎはがれ。

三七五十九 (調度品書上)

(年不詳)

状 一

*乱笥(覽笥)、爪切箱、薄葉、渉金、昆布笥、和和附文鎮六點書上。

三七五十二 (石河大和守先三代先祖書)

(元禄九年)

状 一

*三七五十二、三七五十三の括り紐、包紙とも。包紙に「元禄九十年章長印様御差出被遊候先祖并親類書之本書ヲ写候也 正章」と記載あり。石河大和守は章長のこと。

三七五十二 (石河章長親類書上)

(元禄九年)

状 一

三七五十三 (石川大和守先祖書上)

(元禄九年)

状 一

*祖々父、祖父、父。端裏に「大和守」と記載あり。

番号表題

年月日

差出(作成) ↓ 宛所

形態・数量

三七五二三 (石川大和守先祖並親類書上) (元禄九年)

* 祖々父、祖父、父。惣領から従兄弟聲の名まで書上。詳細な記載あり。

三七五二四 御結納并御献上物御品之書付写 (明和五年)四月二三日

* 三七五二四、三七五二七の括り紐とも。

三七五二五 (御客附写) (江戸)

* 端裏に「御客附写」と記載あり。「入来之衆」として松平播磨守・松平左衛門佐・上杉弾正大弼・松平越中守ら一〇四人の名前が記載されている。

三七五二六 囃子組 (江戸)

* 能の番組。端裏に「御囃子組写」と記載あり。

三七五二七 御行列写 (江戸)

* 端裏に「御行列写」と記載された貼紙あり(剝離)。

三七五二八 (渡辺半蔵・石河出羽守先祖権現様を知行被下置等御尋ニ付書付) ↓(松平伊豆守)

* 端裏に「松伊豆殿を尋ニ付書付」と記載された貼紙あり(剝離)。

三七五二九 十二月九日御城帳書拔(石河出羽守格式之儀ニ付) (享保)

三七五三〇 (御厨子道具・黒棚道具の図) (江戸)

* 三七五二九、三七五三三の括り紐とも。

三七五三一 (御厨子道具・黒棚道具見書) (江戸)

* 後欠。

三七五三二 (漢法薬加工法覚) (江戸)

* 三七五三三、三七五三六の括り紐とも。

三七五三三 (胸痛之節後藤愚遊伝授の処方書上) (江戸)戊八月二日

* 端裏に「胸痛」と記載あり。

状 一

三七五三〇 (腰痛の節処方書上)

* 端裏に「腰痛」と記載あり。

元文二年冬

花房周節

状 一

三七五二五 熟附子製法

(江戸)

状 一

三七五二六 (白雪糕処方書上)

(江戸)

状 一

三七五二七 六味地黄丸(製法書上)

(江戸)

状 一

三七五二八 (教諭書)

(江戸)

状 一

* 包紙上書に「安達元長此一通重而被下重ル」、端書の付箋に「正章公御直筆品々」と記載あり。正章は四代石河正章のこと。

三七五二九 八味地黄丸(製法書上)

(江戸)

状 一

三七五三〇 (六味地黄丸処方書上)

(江戸)

竹田三碩

状 一

三七五三一 (囊龍眼肉等一枚一箇卜云事ニ付書付)

(江戸)

状 一

* 「英周節ニ尋如斯申候」と記載あり。

三七五三二 (医療用語書上)

(江戸)

状 一

三七五三三 (白雪糕・四神丸効用書上)

(江戸)

状 一

三七五三四 八味并加減八味(製法書上)

(江戸)五月一日

状 一

三七五三五 刪方下(歯痛之節処方書上)

(江戸)

状 一

* 端裏に「口中」と記載あり。

三七五三六 (藥種酒処方書上)

(江戸)

後藤愚遊

状 一

三七五三七 (肩背痛の節処方書上)

享保一五年
・一六年五月

状 一

* 端裏に「肩背痛」と記載あり。

三七五三八 (口中藥処方書上)

(江戸)

状 一

* 端裏に「口中藥」と記載あり。

番 号 表 題

年月日

差出(作成) ↓ 宛所

形態・数量

三七五十四 (両・斤等換算書上)

(江戸)

状 一

*重さ等の単位の換算割合を示したものの。

三七五五〇 (繁縷効能覚書)

(江戸)

状 一

三七五五一 癩瘡ノ藥(花房周節より伝授の製法書上)

(江戸)

状 一

*端裏に「田蟲」と記載あり。タムシは「頑癬」のこと。

三七五五二 瘧疾退散良方

(江戸)

状 一

*「瘧疾」とは流行病のこと。

三七五五三 (足ノ甲腫タル時ノ洗薬処方書上)

享保一三年

状 一

三七五五四 暑湿寒湿御泄瀉ニ御用ヒ被遊候御薬法

(江戸)

状 一

三七五五五 (掃暉湯去酸棗仁龍眼肉加山茱萸山藥之方)

享保四年五月

竹田三益

状 一

*袖裏に「此薬服用ノ事養生記ニ誌」と記載あり。

三七五五六 (目いぼの薬処方書付)

(江戸)

川合是好

状 一

三七五五七 眼目主剂(四物湯処方書付)

(江戸)

状 一

三七五五八 (眼目洗薬処方)

(江戸)

花房周節

状 一

三七五五九 (眼目腫痛処方方)

(江戸)

状 一

三七五六〇 眼目牙齒塩七度焼(目・齒痛処方方覚)

(江戸)

馬嶋明眼院伝

状 一

三七五六一 臧腑ノ事ヲ瀬尾平左衛門ニ尋之同人答

(江戸)

状 一

三七五六二 (喘息処方覚書)

享保一八年二月一九日

状 一

*端裏に「呼吸 脈」と記載あり。

三七五六三 (疝痛兼折傷処方書付)

(江戸)

状 一

三七五十四 (癬瘡藥処方書付) (江戸)

* 癬瘡は「タムシ」のこと。

三七五十五 (六君子湯等藥種処方書) (江戸)

三七五六 (調気養血湯処方書付) (江戸)

三七五十七 (五穀・八穀・九穀覚書) (江戸)

三七五十六 (淋症煎藥処方書付) (江戸)

* 三七五十六、三七五十九の括り紐とも。

三七五十九 (淋症妙藥処方書付) (江戸)

三七五十七 (鹿角穢之儀御尋ニ付書状) (江戸) 九月四日

* 三七五十七、三七五十三の括り紐とも。

吉見中務大輔↓梶山奥内様

三七五七 (壅盛之儀ニ付書付断簡) (江戸)

* 「壅盛」とは肺や喉がふさぎ込む症状のこと。

三七五七 (鹿角穢之事(鹿角穢日教書上)) (江戸)

熱田祢宜↓松岡左宮内大夫

三七五七 (極秘密伝方(嘔吐治療覚)) (江戸)

* 包紙とも。包紙に「書付」と記載あり。

三七五七 (抑肝散(抑肝散藥種覚)) (江戸)

* 包紙とも。包紙に「抑肝散之藥品御筆也」と記載あり。

三七五七 (脱肛療養) (江戸)

* 三七五七、三七五八の括り紐とも。

三七五七 (桑刃煎浴湯処方書上) (江戸)

* 脱肛時の療法。

状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一 状 一

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三三三七 極秘伝痔脱肛門法

(江戸)

状 一

*端裏に「痔疾脱肛」と記載あり。

三三三七 脱肛方彙・医方

(江戸)

状 一

三三三七 (治脱肛妙法方書付)

(江戸)

状 一

三三三〇 (脱肛薬処方書上)

(江戸)

川合是好

状 一

*「章長様御脱肛之節御相伴医山田漸庵老御伝授」と記載あり。

三三五一 御暖薬老袋目(製法書上)

(江戸)

状 一

*端裏に「加藤正庵」と記載あり。

三三五二 (脱肛加療覚書)

(江戸)亥二〇月三日

状 一

*端書に「伊藤玄沢」と記載あり。

三三五三 (山澄淡州伝脱肛之療薬)

(江戸)

状 一

*端裏に「脱肛之療薬山澄淡州」と記載あり。

三三五四 (渡辺長州伝授脱肛之療治処方書上)

(江戸)

状 一

三三九五 治嘔吐(嘔吐処方覚)

(江戸)

桜井養庵家伝

状 一

*包紙とも。

三三五六 神効沃雪湯(製法・復用法書上)

(江戸)

状 一

*端裏に「高橋玄仙」と記載あり。

三三五六 口中含薬之方

(江戸)

国(カ)橘三

状 一

三三五六 (水煎処方書上)

(江戸)

(江戸)

状 一

*端裏に「馬嶋明眼院伝」と記載あり。

三三五九 (疔瘡之薬処方書付)

(江戸)

(宇都宮久雄)

状 一

三三五九 雷ニ恐ル能ス(処方書付) (江戸) 状 一

* 端裏に「宇都宮久稚」と記載あり。

三三五九 (婚礼之節舅聿へ料理振廻之員数ニ付覚) 享保一三年 状 一

* 端裏に「舅聿出会之刻料理薬等之員数御定之訳享保一三申年御目付江尋之処指出候書付如斯」と記載された貼紙あり。括り紐とも。括り紐に「他家公辺勤例書ヒトカラゲ」の紙片が結ばれている。

三三五九 公辺勤有之衆中之例書(包題) (江戸) 包紙 一

* 三三五九、三三六〇の包紙・括り紐。

三三五九 (竹姫君様御入輿御祝儀万石以上分献上物伺ニ付) (享保一四年二月・同一年二月) 状 一

御指図書付)

三三五九 (御三家方御香奠献之儀ニ付書付) (江戸) 状 一

三三五九 (竹腰壱岐守参府御礼之献上物伺之儀書付) (享保七年三月) 状 一

三三五九 (浅野宮内少輔内證分之儀ニ付書付) 享保一五年五月 状 一

三三五九 (鳥津家継目御礼之為家来登城之節覚書) (享保一二年 五月二八日) 状 一

松平安芸守

三三五九 (御暇御献上之儀ニ付書付) 享保一二年 状 一

* 後欠。

三三五九 (御暇御献上之儀ニ付書付) (享保一二年) 状 一

* 吉川左京・米良主膳についてのもの。

三三五〇 (上様御本丸御移徒御祝儀之儀ニ付覚) 宝永六年 状 一

* 上様は六代將軍徳川家宣のこと。

三三五〇 (紀州様帰国御礼の節家老登城の儀覚書) (享保一三年) 状 一

* 六月三〇日〜七月朔日までの記事が記載されている。紀州様は徳川宗直のこと。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七五二〇二 (御参府御暇之節献上之儀ニ付書付)

正徳二年〜同四年

状 一

* 渡辺飛驒守・成瀬隼人正・三浦遠江守・相良近江守など二一家の事例が記載されている。

三七五二〇三 (紀州様御家老年始・参府御礼・公儀献上物ニ付書付)

(宝永五年)

状 一

* 正月三日と二月二八日の記事が記載されている。

三七五二〇四 御用人方元禄十四年巳之年御使留書拔元禄一四年九月二三日

状 一

(公儀献上物之儀ニ付)

三七五二〇五 (三浦遠江守紀州江被遣ニ付御目見・拝領物ニ付書付)

(享保二年)

状 一

* 三月二日と同二七日の記事が記載されている。

三七五二〇六 (紀州家老水野大煩頭・安藤式部公儀江之献上物

(享保七年五月一日)

状 一

今迄通御免之儀書付)

三七五二〇七 大御目付衆・御目付衆より享保七年四月二九日

状 一

頃日向々江被相触候之書付之写

(次目・家督・分知御礼献上物之儀ニ付)

* 三七五二〇七三七五二二三の札・括り紐とも。札に「隠居・家督ニ付公辺努品他家之例」と記載あり。

三七五二〇八 (安藤織部二男伊織同姓彦彦兵衛名称相統之儀為御知)

(享保一五年九月六日)

速水仁右衛門↓御留守居中連名

状 一

三七五二〇九 (安藤彦兵衛継目之札之儀ニ付覚)

享保一六年

状 一

* 端裏に「ミ」と記載された貼紙あり。

三七五二一〇 (御暇之節献上物之儀ニ付書付)

享保一七年正月二八日

状 一

* 御城書からの書拔。

三七五二二 (成瀬隼人正家督のため御目見の節覚書継)

(江戸)

状 一

* 端裏に「五ノ年号」き記載された付箋あり。

三七五二三 (水野丹後守御目見・御礼・献上物・御暇・拝領物等

(享保二年〜同五年)

状 一

之儀ニ付書上)

*三七五十二・三七五十三の札・括り紐とも。札に「水野丹州同太郎治公辺努」と記載あり。

三七五十三 (参府之御礼・御暇之節献上物之儀ニ付書付)

享保一一年四月二五日

状 一

三七五十四 (瑞龍院様御参府御供之面々公儀江献上時復員数覚)

延宝九年

状 一

*包紙・括り紐とも。包紙に「公務他家古三通是片ニ八緘」と記載あり。端裏に「古例口」と記載あり。瑞龍院様は二代徳川光友のこと。

三七五十五 元禄十四巳年御状留書拔(年頭歳暮御献上物之儀ニ付)

元禄一四年九月二三日

↓渡辺飛驒守様

状 一

*袖裏に「古例」と記載あり。

三七五十六 延宝六年午年瑞竜院様御在国章長院様御在府ニ而

(延宝六年)

石河伊賀守・成瀬豊前守

状 一

御用取扱被遊候御状御切紙留書帳之内

↓久野丹波守様

(若公様御誕生献上物之儀ニ付書付)

*端裏に「公辺務品他家之吉例」と記載あり。十一月九日・十一日・一九日の記事が記載されている。

三七五十七 (成瀬隼人正・半左衛門御目見之節献上品覚書)

(享保一三年四月一日)

状 一

*付札に「成瀬平左公辺努品」と記載あり。

三七五十八 今朝酒井讚岐守殿宅江罷越用人を以申達候享保一四年

状 一

三月四日御書付之写(部屋住之節公方様御目見之儀ニ付)

三七五十九 (成瀬隼人正・半左衛門御暇御目見之節献上品覚書)

(享保一四年三月一五日)

状 一

三七六〇 (成瀬半左衛門在所到着後御礼使札指上之有無伺等之儀書付)

(享保一四年)

状 一

*三月一六日〜一八日の記事が記載されている。

三七六十一 左近将監殿江貞阿弥様を以申達候御書付之写

享保一七年四月二二日

状 一

(参府御礼之節献上物之儀ニ付)

*左近将監殿は松平乗邑(老中)。

三七六十二 (飛驒守殿御参府御礼之節切紙奉書之儀ニ付書付)

(享保一二年)三月一五日

服部喜大夫↓榎山奥内様

状 一

*「渡辺飛州参府御暇之節老中分御呼出之様子享保式四年春承合ニ付御城附服部喜大夫分申越候趣三通右切昏春書ハ出不申候由」と記載された札がある。端裏に貼付されたものか。

番 号 表 題

年月日

差出(作成)↓宛所

形態・数量

三七五十三 (渡辺飛驒守登城達寛)

宝永二年一月

状 一

*ほかに宝永三年九月・正徳三年正月の記事も記載されている。

三七五三四

秋元但馬守殿より順阿弥を以御渡候御書付之写

正徳三年二月四日・一五日

状 一

(御暇御目見之儀二付)

*秋元但馬守殿は秋元喬知(老中)。

三七五三五

(焼火之間・躑躅之間・芙蓉之間付近絵図)

(江戸)

鋪 一

*三七五二五、三七五二六の札・括り紐とも。札に「江府御使」と記載あり。

三七五三六

(尾張殿帰国之御礼ニ付寛)

享保二年四月

状 一

三七五三七

(渡辺半蔵御礼・献上物・拝領物之儀ニ付書上)

(享保二年)

状 一

*四月二七日・二八日、五月三日・四日の記事が記載されている。

三七五三八

御目付様へ用事御願之寛(役替の節等二付)

(享保五年)

状 一

*端裏に「半蔵方留守居江矢野甚左衛門が為承合候処指越候書付享保十五亥年」と記載あり。

三七五三九

三月十八日御城帳

(江戸)

状 一

(紀伊殿帰之節三浦長門守儀供ニ被召連候間拝領物被仰付候儀ニ付)

*三七五二九、三七五三〇の札・括り紐とも。札に「公務他家古今之書付」と記載あり。

三七五三〇

(家老竹腰大膳来子年年頭両御丸江献上物之儀ニ付書付)

(江戸)一二月

状 一

*端裏に「尾張殿」と朱筆「写」が記載されている。付札あり。

三七五三一

(中山大膳継目御礼の儀ニ付伺書等書付)

(寛保三年九月一八日)

状 一

*端裏に「中山備前守死去家督同大膳相統ニ付、右御礼被致大膳幼少ニ候故名代を以、公儀へ御礼申上候様被遊度趣御達有之候処、名代被致相済不申、追而使者を以献上有之候節之御城帳書拔也」と記載されている。三七五三三、三七五三三の括り紐とも。

三七五三三

九月十五日御城書書拔

(寛保三年)

状 一

(中山備前守致病死候付同姓大膳江遺跡被申付候儀ニ付)

三三五三

延享三年寅四月廿四日御城帳書拔

延享三年四月二四日

状 一

(紀州様家老水野美濃守参府御札之節差上物之儀ニ付)

三三五三

(水戸殿家老松平河内守出府ニ付献上物覚)

(享保二三年)

横 一

*包紙とも。包紙に「御城書書拔」などと記載あり。六月五日・二九日、七月朔日の記事が記載されている。

三三五三

(御家老共参府之節自分御札之儀ニ付書付)

(江戸)六月四日

状 一

